

# 相続・遺言 基礎セミナー

行政書士 池田健博

相模原市南区相模大野 8-10-4

相模大野駅 南口 徒歩3分

電話 042-705-6197

相談料 5,250円 / 1時間  
(出張相談も行います)

ホームページ

相模原 行政書士

検索





## はじめに

- ◆ なぜ私がこのセミナーを開催しようかと思ったか？  
私は相模原市の不動産に関する市民相談を南区役所にて一般の方の相談を聞いています。  
その中で、やはり相続に関する相談が多い様に感じています。  
相続は誰にでも起こる可能性があります。しかし、多くの方が、何となく、その時に考えればいいのかと思っています。  
しかし、起こってからでは遅いのです。ある農家の方で相続なんて、土地を国に返せばいいんだと言っていたおじいさんを知っていますが、相続は残された方が対応しなくてはいけない問題なのです。
- ◆ 残された家族の為にもちゃんと相続を考えて欲しいと思います。

## 相続の基本

- ◆ 相続とは  
民法 第882条 (相続開始の原因)  
相続は、死亡によって開始する。

人の死亡に開始し、被相続人（お亡くなりになった人）の属した全ての財産や債務（借金など）が相続人（残された法律で決まった家族）に承継された事を言います。

- ◆ 相続の種類
  1. 法定単純承認 (3ヶ月以内に何もしないと単純承認になります。限定承認は、相続人全員で行います。)
  2. 限定承認
  3. 相続の放棄

## 相続税の計算

### ◆ 基礎控除の計算

現行  $5,000$  万円 +  $1,000$  万円 × 法定相続人

改正後  $3,000$  万円 +  $600$  万円 × 法定相続人

(例として1億の資産 子供2人の場合の比較)

### ◆ 相続税の速算表

現行  $(1$  億 -  $7,000$  万円) ×  $1 / 2 = 1,500$  万円

$1,500$  万円 ×  $15\%$  -  $50$  万円 =  $175$  万円

相続税総額  $175$  万円 ×  $2$  人 =  $350$  万円

## 相続税の計算

- ◆ 改正後

$$(1 \text{ 億円} - 4,200 \text{ 万円}) \times 1/2 = 2,900 \text{ 万円}$$

$$2,900 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 385 \text{ 万円}$$

$$385 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 770 \text{ 万円}$$

- ◆ 差額は  $770 \text{ 万円} - 350 \text{ 万円} = 420 \text{ 万円}$

- ◆ 平成27年1月1日以降について適用されます。

## 相続税の基礎控除や税率が改正されます。

- ◆ 平成27年1月1日以降の相続については改正された計算式で計算します。
- ◆ そうすると、今までの1.3倍の人に相続税がかかるようになるそうです。
- ◆ ですから何も対策しないでいると、今までは相続税がかからないと思っている人でも税金がかかる可能性があります。
- ◆ また多くの税金を支払う可能性が出てきます。
- ◆ 節税対策は税理士さんなどの協力を得て、いろいろな方法がありますので、自分に合った方法を見つけましょう。

## 相続関係用語

- ◆ 遺留分・・・  
兄弟姉妹以外の相続人に対して、法律上取得することが保証されている相続財産の一定の割合であって、被相続人の贈与または遺贈によっても奪う事ができません。
- ◆ 遺留分減殺請求・・・  
遺留分を保全するのに必要な限度、すなわち遺留分が侵害された額の限度で、減殺を請求することが出来ます。  
(相続の開始および減殺すべき贈与、遺贈があった事を知った時から1年間または、相続開始10年間で時効のになります。)

## 遺言（普通遺言）の種類

- ◆ 自筆遺言
- ◆ 秘密遺言
- ◆ 公正証書遺言

### ◆ 自筆遺言

（メリット）遺言の内容・存在を秘密にできる。最も簡易な方法で、費用もかからない。

（デメリット）しかし、紛失や隠匿、改変しやすい。

遺言者が遺言全文を自筆しなくてはなりません。

ワープロなどは無効で、日付、記名、押印が必要です。

### ◆ 秘密遺言

（メリット）遺言の内容・存在を秘密にできる。

（デメリット）費用が若干かかる。紛失や隠匿、改変しやすい。発見されない場合がある。

## 公正証書遺言

- ◆ 証人2人の立会のもと、公証役場において公証人が遺言者の意思を文書にして作成。（行政書士が遺言者と公証人と打ち合わせをして文章を作成していきます。）  
原本は公証役場で保管。

（メリット） 変造・紛失の恐れがなく、無効になる恐れが少ない。

（デメリット） 費用が若干かかる。

## なぜ遺言が必要なのか？

- ◆ 遺言は、遺言者が「自分の死んだ後に、誰に財産を残すとかどうしたいか」を相続人やその他の人へ伝えたいことを死ぬ前に残すことです。また、亡くなってからでは、相続人の方が遺産の確認するのに大変苦労されます。
- ◆ なるべく元気なうちに作成しましょう。
- ◆ どの様なときに遺言が必要か？
  1. 法定相続分と異なる配分をしたい場合。
  2. 相続人の人数、遺産種類・数量が多い場合。  
誰に何を相続させるかを明確にすることによって後の紛争が防げます。
  3. 配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合。
  4. 農業経営者や個人事業主の方  
相続によって資産の分散を防止できます。

## 相続トラブル事例

- ◆ お母さんが亡くなり、姉3人、長男（親と同居）、4女の場合

遺言書が何通も出てきた。

- ◆ 夫が亡くなり、妻、兄、姉が相続人となった場合

遺言書を作成する事により兄弟姉妹を排除できます。  
兄弟姉妹には遺留分がありません。

## 業務内容

- ◆ 相続前
  - ・ 各遺言書作成の補助
  - ・ 資産調査
  - ・ 遺産分割方法コンサルティング
  - ・ その他（エンディングノート等の作成）
  
- ◆ 相続開始後
  - ・ 相続人調査
  - ・ 資産調査（財産目録の作成）
  - ・ 遺産分割協議書の作成
  
- ◆ 相続税申告（当職の顧問税理士に依頼致します。）

## 料金 概要

- ◆ 相談業務 5,250円 / 時間
- ◆ 遺言書作成 自筆遺言 50,000円から  
公正証書遺言 100,000円から
- ◆ 遺産分割協議書作成 100,000円から  
(相続財産の1%)

※ 印紙代、公証人費用などは別途かかります。

## 行政書士 池田健博 概略

- ◆ 神奈川県座間市に3人兄弟の末っ子として生まれる。
- ◆ 現在42歳。
- ◆ 家族は妻と長女（8歳）
- ◆ 公認不動産コンサルティングマスターとして相続に関する問題を専門としています。
- ◆ 相模原市南区役所にて不動産市民相談員を受任
- ◆ 防犯設備士として、防犯コンシェルジュを神奈川県警より委託されています。

## 当職の取引先各士業

- ◆ 谷口総合法律事務所（弁護士）
  - ◆ 野村司法書士事務所（司法書士）
  - ◆ 税理士法人ビジョン・サポート（税理士）
  - ◆ 佐藤経営労務管理事務所（特定社会保険労務士）
- ※ 当事務所へお問合わせ頂ければ全ての専門家へご案内出来ます。